

緊急措置入院件数

■項目説明：

措置入院とは、入院しなければ自傷他害の恐れがある場合の、都道府県知事の権限による入院です。措置入院には、精神保健指定医 2 名以上の診察により必要と認められることが必要ですが、緊急措置入院の場合はより急速な入院の必要がある場合に精神保健指定医 1 名の診察に基づいて 72 時間に限って行われます。公立病院として、行政との連携を図りながら社会へ貢献している点を指標値としたものです。石川県では緊急措置入院の件数自体が 0-数件/年で推移しています。

■定義・計算方法

分子＝緊急措置入院患者数

分母＝1 病院（1 年間）あたり

■指標値

時点 1：

（過去データ）

R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
0	1	0	0	2

